

第4章

交付金制度の評価（地域計画策定段階）

4-1 はじめに

本章では、地域計画案の作成と地域協議会に関する交付金制度の評価について述べる。

4-2 目的

本章における目的は、地域計画案の作成と地域協議会の開催に際して市町村の行う作業の詳細とそれらに対する市町村の印象を明らかにし、交付金制度の地域計画策定段階部分に対する市町村の立場からの評価を明らかにすることである。なお、評価は市町村にとって利用しやすい制度であるかどうかの観点から判断する。

4-3 調査方法

アンケート調査を実施し、そこから得られたことを基に目的を達成する。以下にアンケート調査の流れを示す。

4-3-1 調査対象の選定

調査を開始した平成 20 年 4 月 23 日の時点で 3R 推進交付金ネットワーク¹⁾の地域計画一覧に記載されている全 243 の地域計画の中から、廃棄物施設等の施設整備に関連する事業（工期が平成 19 年度までのもの）の内示が行われている 102 の地域計画の計画地域を調査対象地域とした。調査対象地域及び後述のアンケート回収地域を表 4-1 に示す。

4-3-2 アンケート調査の内容

アンケート票案を作成し、そこに対象地域に含まれる一部の自治体に対し行ったヒアリング調査の内容を加味してアンケート票を作成した。

アンケートの質問内容は大きく 5 つに分けられる。一つ目は「地域計画案の作成プロセスについて」、二つ目は「地域協議会について」、三つ目は「交付申請について」、四つ目は「交付金の運用について」、五つ目は「事業実施及び事後評価について」である。本章に関連するのは「地域計画案の作成プロセスについて」と「地域協議会について」なので、その二つについて各質問項目の質問内容、回答方法、有効回答数を表 4-2 に示す。

4-3-3 追加アンケート調査について

4-3-2 のアンケート調査の結果について回答の確認及び追加の質問を行うために追加アンケート調査を実施した。本章に関連する部分についての各質問項目の質問内容、回答方法、有効回答数を表 4-3 に示す。

4-3-4 調査時期

アンケート調査：平成 20 年 9 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日

追加アンケート調査：平成 20 年 11 月 17 日～平成 20 年 11 月 28 日

表 4-1 調査対象地域及びアンケート回収地域一覧

計画地域		1 回目アンケート回収地域	追加アンケート回収地域	計画地域		1 回目アンケート回収地域	追加アンケート回収地域
都道府県	地域名			都道府県	地域名		
北海道	江別地域			京都府	京都市	○	○
北海道	鷹栖地域	○	○	京都府	綾部市	○	○
北海道	東胆振地域	○	○	京都府	与謝野町地域	○	○
北海道	清里町地域	○		大阪府	北河内 4 市地域	○	○
北海道	北見地域	○	○	大阪府	東大阪市・大東市地域	○	○
青森県	西北五地域	○	○	兵庫県	西宮市	○	
岩手県	釜石大槌地域			兵庫県	淡路市		
秋田県	八郎湖周辺地域	○		兵庫県	篠山市	○	
秋田県	湯沢雄勝地域	○	○	兵庫県	小野市	○	○
秋田県	大仙美郷地域	○	○	兵庫県	北播磨清掃事務組合		
秋田県	横手市地域			兵庫県	宝塚市地域	○	
山形県	最上広城市町村圏事務組合地域	○	○	兵庫県	三木市	○	○
福島県	福島市	○		和歌山県	岩出町		
福島県	田村地域	○	○	和歌山県	田辺地域	○	○
福島県	田島下郷町衛生組合	○	○	和歌山県	紀の川市		
茨城県	さしま地域	○	○	島根県	益田広域	○	○
茨城県	鹿嶋地域	○	○	広島県	東広島地域	○	○
栃木県	那須地域	○	○	広島県	府中地域	○	
群馬県	吾妻東部地域	○	○	広島県	庄原市	○	○
埼玉県	川越市	○	○	広島県	神石高原町		
埼玉県	朝霞市	○	○	山口県	周防大島地域	○	
東京都	昭島市			山口県	山口市	○	○
東京都	世田谷区	○	○	山口県	萩市	○	○
東京都	多摩市			愛媛県	上島地域（離島）	○	○
神奈川県	秦野・伊勢原地域	○	○	愛媛県	西条市		
神奈川県	横浜市	○		愛媛県	新居浜市	○	○

新潟県	巻・新潟衛生組合	○	○	高知県	幡西地域	○	○
新潟県	阿賀町	○	○	高知県	高幡東部地域	○	
新潟県	佐渡市	○	○	高知県	芸西地域		
富山県	小矢部市	○		福岡県	筑紫野・小郡・基山地域	○	○
富山県	新川地域	○		福岡県	豊前市外一町二村地域		
石川県	羽咋郡市地域	○	○	福岡県	行橋市外3箇町地域	○	
石川県	珠洲市地域	○	○	福岡県	遠賀・中間地域	○	○
石川県	小松市	○	○	福岡県	宮田町外三町地域		
福井県	小浜市	○	○	福岡県	北九州市	○	○
福井県	坂井地区	○		佐賀県	脊振地域		
福井県	美浜・三方地域	○		長崎県	長崎県南高北部地域	○	○
長野県	諏訪南地域	○		熊本県	菊池市	○	○
岐阜県	西濃地域	○	○	大分県	津久見市		
岐阜県	養老地域	○		大分県	佐伯地域		
岐阜県	恵那市	○	○	鹿児島県	北薩地域	○	
静岡県	袋井市，森町	○		鹿児島県	肝属地域	○	○
愛知県	田原・渥美地域	○		鹿児島県	大島地区衛生組合地域（離島）		
愛知県	刈谷知立地域	○	○	鹿児島県	鹿児島市	○	○
愛知県	豊田市	○	○	鹿児島県	始良郡西部衛生処理組合		
三重県	名張市・伊賀市地域	○		鹿児島県	沖永良部地域		
三重県	津・安芸郡地域			沖縄県	竹富地域		
三重県	桑員地域			沖縄県	国頭地域	○	○
三重県	紀宝町	○	○	沖縄県	那覇市・南風原町地域	○	○
滋賀県	大津市・志賀町地域			沖縄県	本部町・今帰仁村		
滋賀県	高島市	○	○	沖縄県	中部北地域	○	○

表 4-2 アンケートの質問内容（第 4 章関連部分）

項目番号	質問内容	回答方法	有効回答数
1 地域計画案の作成プロセス			
1-1	コンサル業者への委託の有無	選択式	74
1-2	コンサル業者に委託した部分	選択式（複数回答可）	49
1-3	地域協議会開催までの会議等の実施の有無	選択式	74
1-4	地域計画案作成時に困難である点	選択式（複数回答可）	73
1-5	地域計画案作成時に最も困難である点	選択式	66
1-6	地域計画作成時期（3段階）	記述式	67,69,69
2 地域協議会について			
2-1	地域協議会の構成メンバー	記述式	68
2-2	地域協議会の開催回数	選択式	71
2-3	協議会の開催回数が 0 回，又は複数回になる理由	記述式	2
2-4	協議会中の重要な意見・指摘	記述式	19
2-5	協議会以外での国・都道府県からの指導の有無	選択式	71
2-6	協議会以外での国・都道府県からの指導の内容	選択式	19

表 4-3 追加アンケートの新規質問内容（第 4 章関連部分）

関連項目番号	質問内容	回答方法	有効回答数
1 地域計画案の作成プロセス			
1-3	地域協議会開催までに実施された会議等の議題・目的	記述式	17
1-4	地域計画の「廃棄物処理量の現状把握又は将来予測」の部分の作成に関して，どのように苦勞するか	選択式	33
2 地域協議会について			
2-1	地域協議会に参加した住民代表者の詳細	記述式	1
2-4	地域協議会の議事録公開の有無	選択式	56
なし	地域協議会の開催は必要か	選択式	56

4-3-5 アンケート票の送付及び返信状況

4-3-1 で選定した調査対象地域に含まれる市町村（1地域あたり 1市町村）に対して電話でアンケート調査協力を依頼し，了承して頂いた 97 の市町村に郵送，FAX，E-Mail にてアンケート票を送付した。回収数は 77 件である。

追加アンケートについては，一回目のアンケートの返信があった市町村のうち 75 件に対して E-Mail にてアンケート票を送信し，回収数は 56 件である。

4-4 調査結果及び考察

4-4-1 地域計画案の作成について

4-4-1-1 コンサル業者への委託

地域計画案の作成作業をコンサル業者に委託したか、また、どの部分の作成を委託したのか、について表 4-4、表 4-5 にそれぞれ示す。なお、表 4-4 中の基本的事項、現状と目標、施策の内容、事後評価は第 2 章 2-4-1 地域計画の内容の①～④にあたる。表 4-5 中の「その他」の内容については表 4-6 に示す。

表 4-4 地域計画案作成作業をコンサル業者に委託したか (n=74)

委託した	49 件
委託していない	25 件
合計	74 件

表 4-5 コンサル業者に委託した部分 (n=49)

基本的事項	77.6%
現状と目標	77.6%
施策の内容	63.3%
事後評価	38.8%
添付書類	63.3%
その他	12.2%

表 4-6 表 4-5 中の「その他」の内容

その他の内容 (アンケートの記述回答)	筆者による分類
地域計画作成における全般的な支援	全般的に委託, 他の計画も含めて委託
もともと準備していた整備計画書からのデータ移し替え	
地域計画の作成全体を構成市のごみ処理基本計画の作成と一括で委託	
地域計画策定に係る業務	
全般	
費用対効果分析	費用対効果分析
費用対効果分析	

表 4-4 から約 6 割の市町村が地域計画案の作成作業をコンサル業者に委託していることがわかる。また、表 4-5 から基本的事項、現状と目標の部分委託する割合が高いことがわかる。「その他」の内容としては「費用対効果分析」「全般的な委託、他の計画等も含めて委

託」があった。「その他」を除く全ての選択肢を選択している市町村は16件であった。

4-4-1-2 地域協議会開催までの会議等

地域計画案を作成してから地域協議会が開催されるまでに、担当部署以外の職員、他の団体、学識経験者等（環境省・都道府県の関係者を除く）との計画に関する意見交換の場を設けたかについて表 4-7 に示す。また、どのような議題であるかについて表 4-8 に示す。表 4-8 中の各議題の詳細については表 4-9 に示す。

表 4-7 地域協議会開催までに他の意見交換の場を設けたか (n=74)

設けた	32 件
設けていない	42 件
合計	74 件

表 4-8 地域協議会開催までに設けられる意見交換の場での議題 (n=17)

地域計画内容の確認・報告等	8 件
目標数値等について	2 件
施設整備の計画に関する事	2 件
施策の検討	2 件
その他	3 件
合計	17 件

表 4-9 表 4-8 中の地域協議会開催までに設けられる意見交換の場での議題の詳細

主な議題（アンケートの記述回答）	筆者による分類
計画書の内容について	地域計画内容の確認・報告等
地域計画案の精査	
関係部局（浄化槽設置担当課）との打合せ	
交付金制度について意見交換	
施設担当課と分別収集担当課が異なりますので、意見交換といたしますか、ごみの分別収集計画についての協議を行いました。	
地域計画案の報告、同意形成、関係各所への連絡依頼	
提出する地域計画案の構成市町による最終確認。	
内容確認 計画区域内自治体の計画との整合性	
ゴミ袋有料化の導入について	
今後の回収及びリサイクルの方針	
RDF 施設の安全対策工事を行う必要が生じていたため。	施設整備の計画に関すること
今後のごみの推移に伴う、施設規模の決定	
合併後の人口推移の統一（下水部門と企画部門の人口推移予測に開きがあった）	目標数値等について
ごみ処理に関する目標値について（地域計画では示さないことにすること）	
組合が作成した地域計画案について	その他
議題は地域計画案の基となる構成市の「ごみ処理基本計画（案）策定について」であり、目的はごみ処理基本計画に対する意見を反映するために、市民、関係団体等から意見募集等を行った。	
担当部署以外で把握している地域計画を作成するにあたって必要なデータを提供していただいたときに担当者レベルで相談した。	

表 4-7 の通り約 4 割の市町村が、地域協議会以外の意見交換の場を設けていることがわかる。また、表 4-8 より地域計画内容の確認・報告等についての議題が主であることがわかる。このような意見交換の場を設けていることから地域計画案作成に際して他の部署等との意見交換・連絡が必要となることがわかる。

4-4-1-3 地域計画案作成時に困難である点

地域計画案の作成時に市町村が困難であると感じる点（アンケートでは複数回答可）について表 4-10 に示す。そして、その中でも最も困難であると感じている点（アンケートでは単数回答）について表 4-12 に示す。表 4-10 中の「その他」の内容については表 4-11 に示す。

表 4-10 地域計画案作成時に困難な点 (n=73)

処理量の将来予測	65.8%
マニュアルがない	26.0%
事業費見込み	23.3%
人口推計	20.5%
市町村合併関連	20.5%
ごみ有料化の検討	6.8%
その他	23.3%

表 4-11 表 4-10 中の「その他」の内容

その他の内容 (アンケートの記述回答)	筆者による分類
なし	特に苦労したことはない
地域内市町村の処理計画データのとりまとめ	構成市町村との (広域での) 調整
構成市の施策との調整	
構成市との調整	
構成市町の計画素案のまとめ	
構成各市町の整備事業に関する資料収集等各市町との調整	
広域での調整	
広域行政で行っているので資料収集に苦労した	
関係する一部事務組合が作成する地域計画との整合性	
将来的な事業計画との兼ね合い	将来的な事業計画との兼ね合い
減量化・資源化目標の設定	減量化・資源化目標の設定
他の事例がない	他の事例がない

表 4-12 地域計画案作成時に最も困難な点 (n=66)

処理量の将来予測	50.0%
マニュアルがない	15.2%
市町村合併関連	7.6%
人口推計	3.0%
事業費見込み	3.0%
ごみ有料化の検討	1.5%
その他	19.7%

表 4-10, 表 4-12 中の「その他」の内容は, 「特に苦労したことはない」「構成市町村との(広域での)調整」というものが大部分であった. 表 4-10 から廃棄物処理量の現状把握・将来予測を困難であると感じている市町村が 35.3%と一番多いことがわかる. そして表 4-12 から廃棄物処理量の現状把握・将来予測を最も困難であると感じている市町村が 50.0%となっていることがわかる. さらに, 廃棄物処理量の現状把握・将来予測を困難であると感じている市町村が, 特にどのように苦労するのかについて表 4-13 に示す. 表 4-13 中の「その他」の内容については表 4-14 に示す.

表 4-13 廃棄物処理量の現状把握・将来予測においてどのように苦労するか (n=33)

現状把握・将来予測の方法がよくわからない	2 件
現状把握・将来予測の作業量が多い	11 件
方法がよくわからなく, 作業量も多い	10 件
その他	10 件
合計	33 件

表 4-14 表 4-13 中の「その他」の内容

その他の内容 (アンケートの記述回答)	筆者による分類
人口予想の他計画 (市基本計画等) すり合わせ・減量目標値とその基準年, 予想手法の検討・選定	適切な将来予測方法の選定
将来予測の際, どの方法・手段により予測するのか, 選定根拠を特定することが難しかった.	
将来の予測にあたり, 施策によるデータの変動が大きいと, 予測式の相関が悪く, 対応に苦慮した.	施策が及ぼすデータへの影響が読めない
目標の設定に当たって, 人口動態, 市が進めるプロジェクトやごみ減量施策がどのように影響してくるのかが読めない.	
合併後の人口推移の統一ができなければ将来予測が困難	複数の関係部局または構成市町村のデータのまとめ
収集・中間処理・最終処分管理主体が異なり, 各段階での予測方法や表記方法の調整に労力を要した	
市町村合併のため, 他 3 町の将来予測を含めたごみ全体量を把握する必要があり, ごみ量の排出量の予測を各々行っていたためまとめるのが大変だった.	
将来予測を推計するための, 構成市のごみの排出抑制・資源化計画の施策を設定するための作業	
自主的な資源化量 (集団回収以外) や自家処理量等のデータ確認が困難	集団回収以外の詳細な処理量の把握
小型焼却炉の廃止に伴い, 自家処理量の把握がむずかしかった	

表 4-13 のその他の回答には、「複数の関係部局または構成市町村のデータのまとめ」「集団回収以外の詳細な処理量の把握」「施策が及ぼすデータへの影響が読めない」「適当な将来予測方法の選定」というものがあった。表 4-13 より廃棄物処理量の現状把握・将来予測の方法がわからないという市町村は少なく、作業量に苦勞する市町村が多いことがわかる。

4-4-1-4 地域計画作成開始時期及び作成・提出に要する期間

地域計画作成開始時期, 地域協議会開催時期, 地域計画提出時期について図 4-1 に示す。また, 地域計画作成に要した期間別の地域数を図 4-2 に示す。

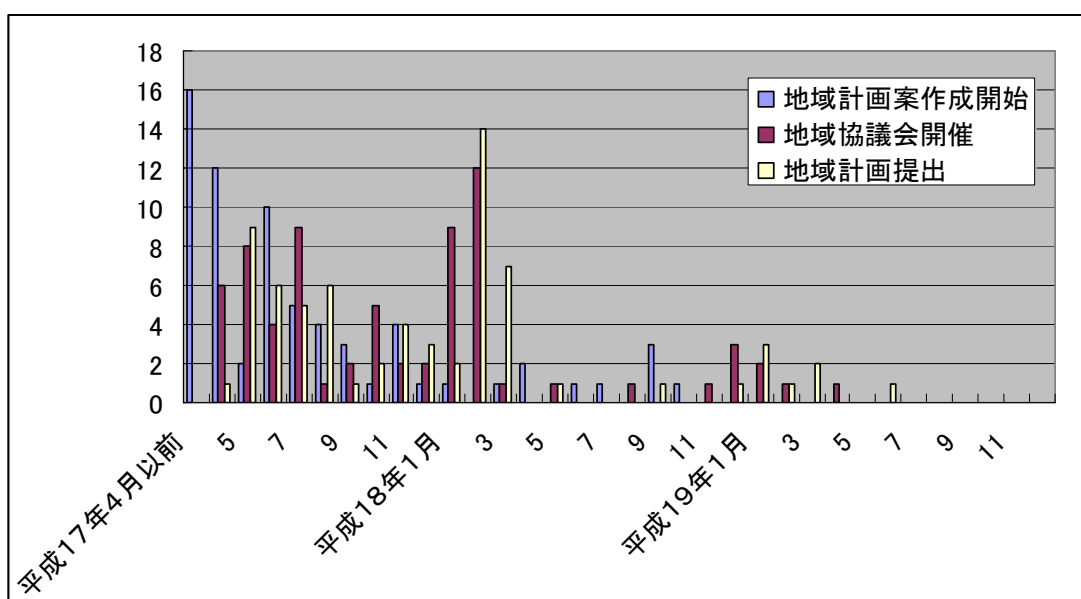


図 4-1 地域計画作成時期

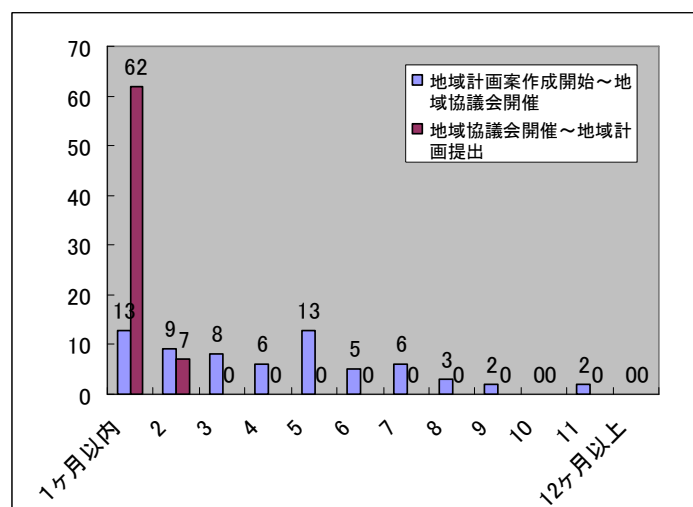


図 4-2 地域計画作成に要した期間別の市町村数

図 4-1 を見ると、交付金制度開始当初は順次、地域計画案の作成、地域協議会の開催、地域計画の提出が行われているが、平成 18、19 年になると 1 月～3 月に協議会開催と地域計画提出が集まってきたことがわかる。これは環境省が年度初めに内示を行うという意向を伝えているためだと思われる。

図 4-2 を見ると、地域協議会開催から地域計画提出までに要した期間は 1 ヶ月以内の市町村が大部分であり、全ての市町村は約 2 ヶ月以内で済んでいる。一方で、地域計画案作成開始から地域協議会開催までに要した期間は多様であり、約 11 ヶ月を要した市町村もあることがわかる。

4-4-1-5 地域計画案作成時に困難な点とコンサル業者への委託との関連

地域計画案作成時に困難な点とコンサル業者への委託の有無との関連を見るため、独立係数による相関分析を行った。表 4-15 は分析の基となるデータのクロス集計表である。

表 4-15 地域計画案作成時に困難な点とコンサル業者への委託の有無とのクロス集計表
(n=69)

		委託の有無		合計
		委託した	委託していない	
困難な点	ごみ有料化の検討	1	0	1
	処理量の将来予測	25	12	37
	人口推計	0	2	2
	マニュアルがない	7	3	10
	事業費見込み	2	0	2
	市町村合併関連	3	2	5
	その他	9	3	12
合計		47	22	69

分析を行った結果、地域計画案作成時に困難な点とコンサル業者への委託の有無には関連は認められなかった。特に作成が困難な箇所があるためにコンサル業者へ委託しているわけではないということがわかる。

4-4-1-6 地域計画案作成に要する期間とコンサル業者への委託の有無との関連

地域計画案作成に要する期間（地域計画案作成開始～地域協議会開催）とコンサル業者への委託の有無との関連を見るため、相関比による相関分析を行った。分析の基データとなるコンサル業者への委託の有無別の地域計画案作成に要する期間の基本統計量を表 4-16 に、分析結果を表 4-17 に示す。

表 4-16 コンサル業者への委託の有無別の地域計画案作成に要する期間の基本統計量 (n=67)

	委託した	委託していない
件数	45	22
平均 (ヶ月)	4.622	3.273
最大 (ヶ月)	11	9
最小 (ヶ月)	1	1
標準偏差n(ヶ月)	2.708	2.097

表 4-17 地域計画案作成に要する期間とコンサル業者への委託の有無との関連 (n=67)

件数	67
相関比	0.0609
P 値	0.0441
F 検定	[*]

表 4-17 より地域計画案作成に要する期間（地域計画案作成開始～地域協議会開催）とコンサル業者への委託の有無に統計的に有意（5%有意）な関連が見られた。コンサル業者への委託を行った市町村は地域計画案作成に要する期間が長くなる傾向にあるようだ。

4-4-2 地域協議会について

4-4-2-1 地域協議会の構成メンバー

地域協議会の構成メンバーについて表 4-18 に示す。また、各構成メンバーが含まれるパターンの合計件数における構成メンバーの平均人数を表 4-19 に示す。

表 4-18 地域協議会の構成メンバー (n=68)

	パターン 1	パターン 2	パターン 3	パターン 4
市町村職員・事務組合員	○	○	○	○
都道府県関係者	○	○	○	○
環境省関係者	○	○	○	○
住民代表者等				○
学識経験者・専門家		○		
その他			○	○
件数	49 件	8 件	10 件	1 件

表 4-19 地域協議会構成メンバーの平均人数

	平均(人)
市町村職員・事務組合員	5.7
都道府県関係者	3.1
環境省関係者	2.5
住民代表者等	2.0
学識経験者・専門家	1.6
その他	2.1

表 4-18 より地域協議会の構成メンバーは市町村関係者，都道府県関係者，環境省関係者から成るパターンが多い。そして，表 4-19 より平均人数では市町村関係者が約 5.7 人，都道府県関係者が約 3.1 人，環境省関係者が約 2.5 人であることがわかる。交付金制度の交付要綱等には地域協議会の構成メンバーに関する制限は無いが，環境省，都道府県，市町村関係者以外の構成メンバーは少なく，住民代表者等は僅かである。住民代表者が地域協議会メンバーに含まれることになった経緯としては，建物建設地予定地域の農家組合員であるという回答があった。「その他」の回答には，国土交通省関係者等環境省以外の各省関係者が含まれている。

4-4-2-2 地域協議会の開催回数

地域協議会の開催回数別の市町村の数を表 4-20 に示す。

表 4-20 地域協議会開催回数別の市町村の数 (n=71)

1 回	69 件
2 回	2 件
合計	71 件

表 4-20 の通り，大部分の市町村が 1 回である。2 回となった理由については，ある市町村が「地域におけるゴミ処理施設全般について，広域化の検討の進め方を具体的に記載するよう指摘された」と回答している。殆どの市町村は問題なく地域協議会を済ませているということがわかる。

4-4-2-3 地域協議会中の意見交換

地域協議会における地域計画修正の必要が生じるような意見・指摘について表 4-21 に示す。また，環境省の意見・指摘の内容に関するアンケート回答の記述内容から筆者の判断により分類したものを表 4-22 に示す。表 4-22 の分類の詳細については表 4-23 に示す。

表 4-21 地域協議会の重要な意見・指摘の数(n=19)

環境省からの意見	30 件
市町村からの意見	1 件
合計	31 件

表 4-22 地域協議会における環境省の意見・指摘の内容

施策の具体的内容，導入・整備する施設の詳細	14 件
廃棄物排出量，処理量の現状及び目標	9 件
形式的な注意事項	7 件
合計	30 件

表 4-21 から重要な意見・指摘は殆どが環境省のものであることがわかる。都道府県側の意見・指摘はほとんど出されていない。そして，環境省の意見の内容は表 4-22 の通り，「施策の具体的内容，導入・整備する施設の詳細」「廃棄物排出量，処理量の現状及び目標」に関する指摘が主である。都道府県からの意見・指摘はあがらなかったが，都道府県の主な役割である都道府県ごとの廃棄物処理広域化計画との整合性のチェック等については予め確認されており，協議会中で特に指摘する必要はなかったと考えられる。

表 4-23 表 4-22 中の地域協議会における環境省の意見・指摘の内容の詳細

環境省からの意見の内容（アンケートの記述回答）	筆者による分類
施設整備に関わる調査等計画支援事業の選定	施策の具体的内容，導入・整備する施設の詳細
不法投棄対策具体例の追加	
災害時に備え，より広域的な処理を検討せよ	
災害時の廃棄物処理計画について記述せよ	
減量化施策の具体化	
ごみ排出量のとらえ方，施策は具体的に記入する	
有料化について具体的スケジュールは記載できないか	
施策の内容について具体的な項目について詳細に記載すること	
導入設備の処理方法・処理工程を記述せよ	
地域計画の大規模災害対策の具体的対策の表記	
環境教育の項目中でボランティアの育成についての具体的方策があれば記載してほしい	
ゴミ有料化を計画に盛り込むこと	
ゴミ減量や環境教育について強調してはどうか	
可燃ゴミの直接埋め立ては認めない	
総資源化量の割合の算出方法	
表 1 の減量化，再生利用に関する現状と目標に H 9 年度の実績を記入されたい	
一般廃棄物の排出量が全体では目標年で少なくなっていたが，事業系のみの方は少なくなっていない。	
ゴミ処理量が現状より目標値が多いので少なく成る計画にせよ。	
「2 循環型社会形成推進のための現状と目標」の表で総排出量の目標は，現状以下とせよ	
ごみ処理計画と予想数量について	
将来ゴミ量について現状よりごみが増える見込みがあるため，減量化を見込む計画に見直すこと	
埋立量を極限まで減量すること	形式的な注意事項
比較ベースとなる年度の変更	
「分別収集品目の拡大検討」で 5 年間で実施する事業以外のはっきりしないものは記載しないほうがよい	
今後変更が生じるような事象が発生した時には計画を見直す	
計画中の参考資料を削除し簡潔にせよ	
有害ごみ，容器包装を分別区分に入れること	
様式の記載についての指摘	
浄化槽において交付金を受け取る場合は計画に含めること	
一部の文言をマニュアル通りに訂正せよ	

4-4-2-4 地域協議会の議事録について

地域協議会の議事録を HP 等で公開しているかを尋ねたところ、回答が得られた 56 件は全て HP 等での公開はしていないという回答だった。さらに情報公開請求への対応を尋ねたところ、表 4-24 のような結果になった。

表 4-24 地域協議会議事録の公開 (n=56)

情報公開の請求があれば開示する	36 件
開示はしない	10 件
その他	10 件
合計	56 件

情報公開請求があれば開示はするという市町村が多い。「その他」の内容として、「議事録は作成していない」「請求があれば検討する」というものがあった。

4-4-2-5 地域協議会以外での意見交換

地域協議会以外での環境省、都道府県からの指摘の有無およびその内容について表 4-25、表 4-26 にそれぞれ示す。

表 4-25 地域協議会以外での環境省、都道府県からの指摘の有無 (n=71)

あり	30 件
なし	41 件
合計	71 件

表 4-26 地域協議会以外での環境省、都道府県からの指摘の内容 (n=19)

基本的事項	10.5%
現状と目標	42.1%
施策の内容	26.3%
事後評価	0.0%
添付書類	10.5%
その他	10.5%

表 4-25 から、約 4 割の市町村が地域協議会以外で環境省、都道府県から指摘を受けていることがわかる。指摘の内容は表 4-26 より「現状と目標」、「施策の内容」に関するものが多い。「その他」の回答には「説明文章等を簡潔にまとめる旨の指導」「全体の構成」のように形式的な注意事項があげられた。

4-4-2-6 地域協議会の必要性

地域協議会が必要不可欠であるかについての市町村の印象を表 4-27 に示す。

表 4-27 地域協議会は必要か (n=56)

必要	23 件
不要	9 件
どちらともいえない	24 件
合計	56 件

表 4-27 のように地域協議会を不要だと考える市町村が 9 件あり、必要だと回答した市町村は 23 件と半数程度であった。このことから、全ての市町村から見て地域協議会は必要なものではないといえる。また、国では平成 21 年度より地域協議会開催の義務付けを廃止する²⁾としている。地域協議会開催の義務付け廃止については、地方公共団体が自らの判断と責任で行政を自主的・総合的に実施できることを目指すという点で交付金制度の目的に沿っていると思われる。しかし、国と地方の協働により国全体として最適な循環型社会づくりを行うという事業効果が十分に期待できるのかということが懸念される。

4-5 まとめ

地域計画案の作成と地域協議会について以下のことがわかった。

1) 地域計画案の作成について

- ① 約 6 割の市町村が地域計画案の作成作業をコンサル業者に委託しており、地域計画案の作成作業は全ての市町村にとって問題なくこなせるものではない。
- ② 地域計画の中では廃棄物処理量の現状把握・将来予測の部分の作成が市町村にとって特に困難である。
- ③ 約 4 割の市町村は複数の部署間での連絡等が必要なため意見交換の場を設けている。
- ④ 地域計画案の作成に要する期間については、地域計画案作成開始から地域協議会開催までの期間には市町村ごとに差があり、地域協議会開催から地域計画提出までの期間では全ての市町村が 2 か月以内である。なお、前者の期間についてはコンサル業者へ作業を委託する必要のある市町村では長期に渡る傾向がある。

2) 地域協議会について

- ① 地域協議会の構成メンバーは市町村関係者、都道府県関係者、環境省関係者から成るパターンが最も多く、平均人数では市町村関係者が約 5.7 人、都道府県関係者が約 3.1 人、環境省関係者が約 2.5 人である。住民代表者等の参加は僅かである。
- ② 地域協議会の開催回数は殆どの市町村が 1 回であり、問題なくこなしている。

- ③ 地域協議会において、重要な意見として捉えられるのは大体が環境省の意見であり、市町村、都道府県側からの意見はとりあげられない。
- ④ 地域協議会以外でも約 4 割の市町村が環境省・都道府県から地域計画についての指導を受けている。
- ⑤ 協議会を必要不可欠であるとする市町村は半数程度である。

以上より地域計画策定段階における交付金制度の評価としては次の通りである。

地域計画案の作成作業は多くの市町村にとって困難な作業であり、新たに設定された計画地域における廃棄物処理の現状および将来予測、目標の設定に苦心することが多い。市町村によってはコンサル業者に作業を委託する必要がある、地域計画策定に長期間を要する。

地域協議会については、構成メンバーは市町村関係者、都道府県関係者、環境省関係者から成るパターンが最も多く、問題なく 1 回の開催で終了するケースが殆どである。協議会中の重要な意見は環境省の地域計画に関する指摘が大部分を占め、協議会以外でも環境省からの指導・指摘を受ける市町村はある。協議会は必要不可欠であるとする市町村は半数程度である。

<参考文献>

- 1) 環境省：3R 推進交付金ネットワーク
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/>, 2008-4-23
- 2) 環境省：交付金，地域計画作成を一部廃止へ，都市と廃棄物，39 (1), p.31 (2009)